

## 論文

## 戦後日本における戦没者〈慰霊〉〈顕彰〉試論

## — 靖國神社に対する批判を検討しつつ —

久野 潤（大阪観光大学国際交流学部講師）

## 0. はじめに

令和2年（2020）はコロナ禍により、第4次安倍内閣のもとで「イベント等の開催について」「開催の必要性を改めて検討するよう要請」<sup>1</sup>されたことに始まり、緊急事態宣言発出を経て、全国的に多くの行事が中止や規模縮小を余儀なくされた。しかしそうした中でも、各地の神社においては、神賑行事の中止・延期や直会の簡略化がありながらも、祭典自体は必ず神職により奉仕されている<sup>2</sup>。靖國神社や各地の護国神社でも例年通り、数多くの戦没者慰霊顕彰の祭典が行われたのである。そして、そうした神社で行われるものを含め、戦没者や殉職自衛官に対する慰霊顕彰行事は、規模縮小・参加者制限しながらも粛々と執行されてきた<sup>3</sup>。国防を担って亡くなった者に対する慰霊顕彰は、コロナ禍の中でも「不要不急」とは見なされないのである。

ただ戦後日本においては、江戸時代末期以降の近代の戦没者に対する〈慰霊〉〈顕彰〉について<sup>4</sup>、特に〈顕彰〉の是非について議論が絶えない。筆者も従来近代史研究の一環として考察してきたが<sup>5</sup>、本稿では近年の各研究も踏まえながら考察したい。

## 1. 戦没者〈慰霊〉〈顕彰〉について

我が国の一般社会において、近代以降における戦没者・殉難者に思いを致すことは従来、各行事などでも〈慰霊〉〈追悼〉という用語でイメージされることが多かった。しかしたとえば靖國神社は、「靖國神社社憲」前文によると、「本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永6年以降国事に殉ぜられたる人人を奉斎し、永くその祭祀を齋行して、その『みたま』を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治2年6月29日創立せられた神社である」<sup>6</sup>としている。すなわち祭神を祭祀することにより、「奉慰」（＝慰霊）「顕彰」する神社なのである。

戦没者に対する今日の営為について、大原康男は「そのキーワードである『慰霊』が死者の『靈魂を慰めること』であり、『顕彰』が死者の『功績を世間に知らせ、表象することであること』は、どの国語辞典を引いても共通しているが、『慰霊』に宗教的な意味を認知する一方で、『顕彰』には逆に世俗性を感得し、また、死者を『偲び、悼み悲しむこと』を内容とする『追悼』をその中間に置くという腑分けは概ね了解できるとしても、これらの概念をめぐって、なお論者の間で見解の相違が解消されているわけではないことも事実である」<sup>7</sup>と問題提起した。そして同時に、「災害や事故に遭遇して死亡したのではなく、

戦争という国家の非常時に際会してかけがえのない生命を捧げた戦没者に対する生者からの営みは、『慰霊』という次元にとどまらず、個々の戦争への評価を離れて、国家・公共への献身に対する『表敬と感謝』の意を込めた『顕彰』が大本になくはなるまい。欧米諸国のそれが単なるmourningはもとよりmemorial, remembranceだけでなく、honorも加わった二重の基調音から合成されていることを想起すれば……<sup>8</sup>と述べている。

しかし我が国の世間一般では、本来の意味や意義を知ってか知らずか、この〈顕彰〉という概念に対して拒否反応を示す者が少なくない。政治的には、靖國神社の存在について否定的な見解をとる論者により、戦没者の靖國神社への合祀や顕彰活動が批判されている<sup>9</sup>。一方で、戦没者の〈慰霊〉と〈顕彰〉は歴史的に截然と切り分けられない(あるいは〈顕彰〉という概念が、丸ごと〈慰霊〉という概念へ移行したのではない)という指摘もある<sup>10</sup>。

戦没者に思いを致す行事として、もっぱら行政(国家/地方)や自衛隊、あるいは大学が主催・協力を行う場合に見受けられるのが〈追悼式〉である。〈追悼〉とは「死者の生前をしのんで、悲しみにひたること」<sup>11</sup>とされる。神社などでの祭典と違い、毎年8月15日に遺族に加えて天皇皇后両陛下・内閣総理大臣・衆参両院議長・最高裁判所長官などが参列する全国戦没者追悼式<sup>12</sup>をはじめ、〈追悼〉は無宗教の体裁で行われる。矢野敬一は「仏教、神道等宗教を問わず、聖職者が関与し何らかの宗教的儀礼をともなって死者の霊に対応する場合を『慰霊』とし、他方、聖職者が関与せずに死者を想起して悼む場合を『追悼』とする」<sup>13</sup>と定義する。誤解を恐れずに言えば〈追悼〉とは、戦後、宗教的中立を装った神道否定の風潮下でクローズアップされるようになった概念および作法とも見なせよう。

戦後は日本国憲法20条<sup>14</sup>や89条<sup>15</sup>に規定されたいわゆる政教分離により、神式の祭典とりわけ戦没者慰霊への公的機関の関与(国家や地方公共団体による祭典主催や、議員・首長による奉賛など)について、学者やメディアによって否定的に捉えられることが多かった。後述のような内閣総理大臣の靖國神社参拝をめぐる訴訟では、合憲判決が出ているにも関わらず、いまだ憲法学界には参拝を違憲と主張する向きが強い<sup>16</sup>。

## 2. 戦没者〈慰霊〉〈顕彰〉をめぐる訴訟

戦後、政教分離をめぐる住民側が行政に対して起こした数々の訴訟の中には、戦没者〈慰霊〉〈顕彰〉に深く関わるものがある。

最初に、昭和51年(1976)からの箕面忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟を取り上げる。これは①小学校の建て替え工事に伴い、学校に隣接する忠魂碑の建つ公共用地の明け渡しと移設を求めた箕面市が、市遺族会に対して代替敷地の無償貸与を決めたこと、②忠魂碑の慰霊祭に市長らが来賓として出席したことが、憲法20条「信教の自由と政教分離の原則」に反する、同89条「宗教上の組織若しくは団体」にあたるとして、住民が提訴したものである<sup>17</sup>。昭和51年その一部の住民が問題視した神式の慰霊祭は、市遺族会の下部組織である地区遺族会が忠魂碑前において、昭和30年頃から仏式と隔年交替で挙行されていた<sup>18</sup>。大阪地方裁判所では違憲判決が下されたが、大阪高等裁判所そして最高裁判所では合憲判決となった。昭和57年(1982)大阪地方裁判所での一審判決では、遺族会が「宗教上の組織若しくは団体」にあたるかどうか一切検討されず、もっぱら「忠魂」の字義が問

題とされたと指摘されている<sup>19</sup>。平成5年（1993）の最高裁判決の論拠は、「旧忠魂碑は、地元の人々が郷土出身の戦没者の慰霊、顕彰のために設けたもので、元来、戦没者記念碑的な性格のものであり、本件移設・再建後の本件忠魂碑も同様の性格を有するとみられるものであって、その碑前で、戦没者の慰霊、追悼のための慰霊祭が、毎年1回、市遺族会の下部組織である地区遺族会主催の下に神式、仏式隔年交替で行われているが、本件忠魂碑と神道等の特定の宗教とのかかわりは、少なくとも戦後においては希薄であり、本件忠魂碑を靖国神社又は護国神社の分身（いわゆる「村の靖国」）とみることにはできない」、そして「忠魂碑を所有し維持管理している箕面市遺族会は「憲法20条1項後段にいう『宗教団体』、89条にいう『宗教上の組織若しくは団体』のいずれにも該当しない」<sup>20</sup>というものであった。

ここで当該主催団体が「宗教団体」「宗教上の組織若しくは団体」ではないという判旨は、神道が宗教ではない（宗教以前の存在）と見なしたということではなく、「忠魂碑と神道等の特定の宗教とのかかわりは、少なくとも戦後においては希薄」であるから許されるという意味である。したがって神式での〈慰霊〉〈顕彰〉に行政が関わるのが「合憲」と判断されたのではなく、忠魂碑なるものは宗教（神道）的なものではないと評されたも同然であろう。換言すれば、靖国神社のような〈慰霊〉〈顕彰〉の場ではないと見なされたことになり、次いで靖国神社が行政による違憲行為を追及する主戦場となってゆく。

そうした中で生じたのが、県による靖国神社や護国神社に対する玉串料の支出等が争われた<sup>21</sup>愛媛玉串料訴訟である。先述の目的・効果基準に照らし、松山地方裁判所での一審では違憲、高松高等裁判所での二審では合憲とされたが、平成9年（1997）最高裁判所で違憲判決が出された。判旨は、「県が本件玉串料等を靖国神社又は護国神社に前記のとおり奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり、これによってもたらされる県と靖国神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると解するのが相当である」<sup>22</sup>というものである。

なお一審の違憲判決でも「各支出が神社神道殊に靖国神社又は県護国神社に対して援助、助長、促進する効果をもたらすことは明らかであり、また、これは他の宗教に対する圧迫を招く蓋然性の高い行為というべきである」<sup>23</sup>とされており、この点について百地章は、「諸外国において、戦没者慰霊が特定宗教とかわり合いをもつ場合であっても、いずれも特定宗教の援助にあたるなどとは考えられていない」<sup>24</sup>としている。

ともあれ、県知事が玉串料などを県の公金から支出したことが「我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える」と司法の場で判断されたことで、改めて我が国は〈慰霊〉〈顕彰〉をめぐる、社会的・文化的に戦前と断絶された国家となっていることが示されたことになる。もっとも、昭和20年（1951）終戦直後のいわゆる神道指令（「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」）および昭和26年施行の宗教法人法により、神社神道は宗教法人となることとされ<sup>25</sup>、法律上は神道も諸宗教の一派として扱われることとなった。

### 3. 靖國神社に対する批判について

戦没者を〈慰霊〉のみならず〈顕彰〉するところである靖國神社に対しては、戦後さまざまな批判が加えられてきた。「国家神道」批判を通して、宗教学の立場から戦前の神社や神道の在り方を否定的に捉えた先駆者とされている村上重良は、「靖國問題は、究極的には近代天皇制の全構造を問い直す問題であり、靖國神社国営化に反対するたたかいは、近代天皇制の原理を批判し克服することによって、この国に民主主義を確立する歴史的な対決にほかならないのである」<sup>26</sup>と述べている。昭和44年（1969）より同49年まで、靖國神社を国家護持にしようとする「靖國神社法案」が毎年国会に提出（いずれも廃案）された時節におけるこの主張は、靖國神社の土台ともなっている「天皇制」を廃止すべきであるという、イデオロギーを伴ったものとなっている<sup>27</sup>。

しかし、天皇（日本国憲法の定める象徴天皇制<sup>28</sup>）に対する支持も高い平成～令和の世にあっては<sup>29</sup>、こうした主張が受け入れられるべくもない。しかし靖國神社に対する批判は、その後も様々に行われてきた。その中で、近年における〈慰霊〉〈顕彰〉に関わる観点からのものを取り上げる。

非宗教的な〈追悼〉と仏教的な〈追弔〉と両方を含むものを〈慰霊〉、「主として死者の功績をたたえるニュアンスが強く、死という事実への悲しみや痛みの要素が相対的に弱い」ものを〈顕彰〉と位置づける<sup>30</sup>白川哲夫は、昭和60年（1985）の中曽根康弘首相による靖國神社「公式参拝」を境に「戦没者慰霊」の社会における比重は、①戦争からの時期の経過（遺族の高齢化）、②日本社会における戦争観の変化（反省的・批判的な見方の拡大）によりむしろ低下した<sup>31</sup>と述べる。そして「戦争を『体験』として持っている世代が退場していく中で、新たに浮上してきたのが『記憶』という概念である」「戦争の『記憶』を人々の悲しみと苦しみの歴史として伝えていく一方で、そうした悲しみや苦しみが捨象され、国家に尽くして命を投げ出した行為だとして、美化が強まる危険性も持っている」<sup>32</sup>とする。そのうえで結論として、慰霊施設や行事の今後について「戦時中のような軍国主義・戦争賛美の場として機能したような形にだけは、いかなる社会になろうとも食い止めねばならない」<sup>33</sup>とする。

〈顕彰〉は「死という事実への悲しみや痛みの要素が相対的に弱い」どころか、戦没・殉難には大いなる「死」「痛み」そして「悲しみ」が本来伴うからこそ、〈顕彰〉に社会的意味が現出するのではないか。そして、こうした〈顕彰〉の卑小化に始まって、それが「戦争の美化」につながることは、筆者にとって想像の及ばぬところである。戦時中の日本が果たして（諸外国にもまして）「軍国主義」「戦争賛美」の国家であったかについても、検討を要するところであろう。

他国との比較を通した議論としては、「戦後ドイツの現代的文脈と現代日本のそれとはやはりある種の共通性があることは間違いない」<sup>34</sup>とする栗津賢太の所論がある。「ナチスドイツやホロコースト、あるいは大日本帝国というトラウマと歴史修正主義とのせめぎあいを抱えた戦後史を持つものであるからだ。また、戦争体験世代の消滅へ向かって、新たな記憶の生成が政府主導のものばかりではなく、さまざまな文化レベルで立ち現れており、新たな国民的象徴が希求されている」<sup>35</sup>というもので、戦争体験世代が減少する

中で「記憶」が作られるものだという点は白川と共通である。しかし、明確な国家的犯罪としての大量虐殺・民族浄化と、戦前日本の諸戦争を同列に並べる感覚は如何であろうか。靖国神社側やその崇敬者たちに、ホロコーストに匹敵する行為（仮にあったとして）を正当化する意図が無いのは明白で、こうした誤解あるいは誤導も、たとえば靖国神社のもつ〈顕彰〉という性格が歪曲して世間に伝わる一要因といえよう。

粟津は結論として、「現代社会における追悼や慰霊は、宗教の公共性、あるいは公共宗教という問題系を提起しているといえるだろう。慰霊や追悼は死者の存在を前提としている。そして、それが公的な機会に行われる場合には、多文化主義的な形にしる、拡散し一般化した市民宗教的な形にしる、何らかの宗教的な観念や解釈が用いられる。それは国家の宗教的次元の存在を指し示すものであるし、国家と宗教との関係を問い直す実践的な機会を常に提供し続けるものだからである」<sup>36</sup>と、暗に国家の慰霊への関与に掣肘を加えている。神道も宗教の一派であるという観念が、こうした議論の追い風となっているのは論をまたない。

岩田重則は、靖国神社とは何かという問いに対して、①近現代の戦死者が『忠臣』楠正成に合体し神となる、②奇兵隊や長州藩諸隊の招魂場が明治政府によって化生させられた、③原点である②において存在した政治性が抵抗から侵略へと逆転した<sup>37</sup>、という見解を与えている。①②は吉田松陰ら長州藩関係者の思想や影響力をあまりに過大評価したきらいがあるが、長州藩の影響下に置かれた地域以外、たとえば戊辰の役で幕府側に与した藩などでも、幕末維新时期より招魂場や招魂社で戦没者・殉難者祭祀が行われていたから、神式の〈慰霊〉×〈顕彰〉が近代以降に突如現れたものでないことがうかがえる。

そして岩田は、「明治維新とは、尊王を競い合った二つの政治勢力のうち、そのうちの一方がその優勢な軍事力によって尊王を独占し、もう一方の尊王を排除する過程でもある。明治維新とは、明治政府による天皇の独占、尊王の独占であり、それを実行するための最終手段は軍事力であった。そして、その結果としての戦死者を、これまた明治政府が独占し靖国神社の祭神、『股肱』の神とした」<sup>38</sup>としている。靖国神社の意義を明治維新とセットで否定しているが、たとえば元治元年（1864）の禁門の変で御所を守護した、会津藩士をはじめとする幕府軍側戦没者も靖国神社の祭神になっている<sup>39</sup>ことなどが等閑に付されている、と言わねばならない。また、結論として「アジア太平洋戦争敗戦後の日本国では、敗戦後の戦病死・戦傷死などを除き、現在に至るまで、基本的には戦死者というものはない。仮に、靖国神社が存続するとしても、戦死者が固定したままで増えないこと、増えるような暴力装置を政治権力に作動させないこと、それがこれからも求められるであろう」<sup>40</sup>と主張するが、敗戦後の日本でも朝鮮戦争時を含めた掃海活動による殉職者が存在する<sup>41</sup>ことや、今後の情勢によっては我が国も自衛戦争を余儀なくされ、戦死者が出る可能性があることから、目を逸らしているのではないか。

ここで挙げた批判はあくまで一部に過ぎないが、かつての「天皇制」廃止というイデオロギーから形を変えつつ、やはり特定のイデオロギーに基づく靖国神社や神道、そして〈顕彰〉というものへの偏見が根底にあることが見てとれよう。

## 4. 戦没者〈顕彰〉と靖國神社

最後に、〈慰霊〉〈顕彰〉の場である靖國神社への首相参拝に対して、近年の議論の中で、その参拝の作法をめぐり、過去の首相と差異化したうえで批判したものを取り上げる。

先述した中曽根康弘首相による靖國神社「公式参拝」以来、小泉純一郎首相、安倍晋三首相に対して、国家賠償を請求する訴訟が行われてきた。中曽根首相は従来の政府統一見解を変更し、「閣僚の靖國神社参拝問題に関する懇談会」の報告書を参考として、「公式参拝を行っても、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した」<sup>42</sup>。しかしそれは、「本殿において一礼する方式、又は、社頭において一礼するような方式で参拝する」<sup>43</sup>ことによってであった。平成25年（2013）の安倍首相による靖國神社参拝について、柴田正義は「侵害」および「被侵害利益」の不存在を理由に、原告・被告人・上告人らの請求が棄却された中曽根・小泉両首相の際と比較して、両内閣が避けた「正式参拝」の形式で行った安倍首相の場合は、「参拝の目的は『英霊』に対して『哀悼の誠を捧げ』、『尊崇の念を表し』、『ご冥福をお祈り』すること」であり、平成18年に合憲とされた「最高裁判決を先例とすることはできない」<sup>44</sup>と主張する。そして「人権侵害の事案として構成できずとも、（筆者註：政教分離という）国家原則に対する違反は除去されるべき」「こうした状況の中で醸成されるのは、宗教的少数者への『寛容』ではなく、『無関心』である」<sup>45</sup>とした。靖國神社否定派にとってみれば、裁判の結果はともかくも、中曽根・小泉両首相の在任中の靖國神社参拝も違憲で許しがたいが、安倍首相による参拝は「国家原則に対する違反」で更に許しがたい、ということであろう。

安倍首相が記者会見で述べた上記の思いの中で、「尊崇の念を表し」が〈顕彰〉にあたると思えば、今後も現職首相や閣僚による靖國神社での〈顕彰〉行為が論われて、訴訟が惹起されるであろうことは想像にかたくない。藤田大誠は、戦死者と関わる事象が社会問題化された時、往々にして戦死者に対する「顕彰」的側面と「追悼」的側面を大局的に捉える傾向に異を唱え、「『顕彰』と『追悼』の両側面は、截然と割り切れるものではなく、慰霊の場に関わる立場の相違によって『顕彰』ともなれば『追悼』ともなるような『慰霊』の多義性を考慮に入れねばならない」と指摘した西村明の見解（『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム—』（有志舎、2006））に触れ、「『記述概念』として広い意味で『慰霊』概念を設定した上で、この概念と『顕彰』『追悼』の両側面との複雑な絡み合いに留意すべきとする立場」<sup>46</sup>を評価している。とはいえ、〈慰霊〉と共に靖國神社の本分である〈顕彰〉を標的として訴訟が繰り返される限り、問題の解決はおろか、「日本人にとって靖國神社とは何なのか」という議論を国民的に展開することも至難ではなかろうか。

## 5. おわりに

戦後75年が経過した現在でも、毎月のように各地で数多くの〈慰霊〉〈追悼〉行事が行われている。それでも、いまだ国内に「大東亜戦争は悪だった」「戦死した人は犠牲者だ」と捉える向きは少なくない。〈顕彰〉に対して抑制的であるのは、そうした歴史観を覆させないための「安全弁」であるのかもしれない、と筆者は考える。ただ〈慰霊〉という用語に

せよ、広く流通しだしたのは、むしろ「戦争による犠牲者」が意識されるようになった戦後になってからだと見る向きもある<sup>47</sup>。これはもちろん、慰霊の場となる靖国神社や護国神社、あるいは陸海軍部隊内を除いてという意味であろうし、一般でも〈慰霊〉という言葉は使わずとも、古来神式あるいは仏式で戦没者を偲ぶことが行われていた。筆者の問題意識の所在は、戦後広く〈慰霊〉が行われてきたが、やはりそれが〈顕彰〉という概念に浸食し、取って代わりながらではなかったか、ということである。

こうした命題に関しては、靖国神社だけでなく各地の旧内務大臣指定護国神社や町村単位の招魂社も対象としなければならないであろうし、国家による「上から」とどまらない古来の〈慰霊〉〈顕彰〉の概念の説明には不可欠であろう。また、我が国における戦没者〈慰霊〉〈顕彰〉という概念自体が戦前と戦後で同じなのか、違うとすればどう違うのか。さらに、靖国神社や護国神社の祭神のうち、江戸時代末期の殉難者と、明治期以降の対外戦争における戦没者とが、それぞれどのように意識されてきたのか。こうした観点から、立場ごとの戦争観や宗教観の違いを踏まえながら論じることも課題である。これらについては次稿を期したい。

#### 注

- 1 首相官邸公式サイト内「令和2年2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第14回)」(令和3年8月19日閲覧) [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202002/26corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/26corona.html)
- 2 富山県神社庁サイト内「『神社のお祭り』についてのお祝い」(令和3年8月19日閲覧) <https://toyama-jinjacho.sakura.ne.jp/main/wp-content/uploads/2020/07/omaturinituite01.pdf>
- 3 たとえば東京都では、靖国神社での大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭、文京シビックセンターから都庁第一本庁舎五階大会議場に開催場所が変更された東京都戦没者追悼式、千鳥ヶ淵戦没者墓苑での千鳥ヶ淵戦没者墓苑秋季慰霊祭、練馬駐屯地での東京都殉職自衛隊員追悼式については、令和2年度は規模を縮小しつつも開催された(橋本孝一「英霊顕彰・殉職隊員慰霊 令和二年度活動の概要」(『わたし達の防衛講座 令和3年』東京郷友連盟、令和3年、p.43~47)。
- 4 近代日本における靈魂の〈慰霊〉〈顕彰〉についての総合的な研究成果としては、國學院大學研究開発推進センター編『靈魂・慰霊・顕彰—死者への記憶装置—』(錦正社、平成22年)などがある。
- 5 たとえば「戦没者慰霊顕彰の源流をたどる—招魂社と楠公祭祀神社—」(『軍事史学』第54巻第1号、平成30年)、評論では「今こそ先人たちを『顕彰』しよう」(『正論』令和2年9月号)など。
- 6 首相官邸公式サイト内「靖国神社について」(令和3年8月19日閲覧) [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siry01\\_1.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siry01_1.html)
- 7 大原康男「『慰霊』と『顕彰』という両義性」『軍事史学』第47巻第3号巻頭言、平成23年12月
- 8 同上。
- 9 たとえば内田雅敏「戦没者を称えるな、ひたすら追悼あるのみ—戦没者を称え、感謝した瞬間に戦没者の政治利用が始まる—」『月刊社会民主』令和元年11月号
- 10 藤田大誠「慰霊の『公共空間』としての靖国神社」『軍事史学』第47巻第3号
- 11 『デジタル大辞泉』「追悼」の項(令和3年8月19日閲覧) <https://www.weblio.jp/content/追悼>
- 12 昭和38年5月14日の閣議決定「全国戦没者追悼式の実施に関する件」(<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib01421.php>)で「宗教的儀式を伴わないものとする」とされたため、「国歌斉唱」→「内閣総理大臣式辞」→「一同黙とう」→「天皇陛下のお言葉」→「衆参両院議長、最高裁判所長官、遺族代表の追悼の辞」→「内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、各政党代表、厚生労働大臣、各界代表、遺族代表の献花」の順に行われる形式である。[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siry02\\_2.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siry02_2.html)(令和3年8月19日閲覧)

- 13 矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館、平成18年、p.6
- 14 「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」
- 15 「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」
- 16 代表的なものでは、「玉串料の支出はもとより、かつて国家神道の一つの象徴的存在であった宗教団体である靖国神社に総理大臣が国民を代表する形で公式参拝を行うことは、目的は世俗的であっても、その効果において国家と宗教団体との深いかかり合いをもたらず象徴的な意味をもち、政教分離原則の根幹をゆるがすことになるので、地鎮祭や葬儀・法要等への出席と同一に論じることにはできない」(p.166-167)とし、アメリカの判例による目的・効果基準の要件から考えると「違憲と言わざるをえない」(p.167)とする芦部信喜『憲法 第七版』(岩波書店、平成31年)など。
- 17 『ブリタニカ国際大百科事典』「忠魂碑訴訟」の項 (令和3年8月19日閲覧) <https://kotobank.jp/word/忠魂碑訴訟-154576>
- 18 京都産業大学法学部サイト内「憲法学習用基本判決集」より「箕面忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟 上告審判決」(令和3年8月19日閲覧) <https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/27-4.html>、裁判所の公式サイト内の判例集では、団体名や神社名など固有名詞が英字に置き換えられ、不明確であるため本サイトを使用、以下同様
- 19 百地章『憲法と政教分離』愛媛大学法学会、平成3年、p.180-181
- 20 前掲 箕面忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟 上告審判決
- 21 『日本大百科全書』「信教の自由」の項 (令和3年8月19日閲覧) <https://kotobank.jp/word/信教の自由-81492>
- 22 京都産業大学法学部サイト内「憲法学習用基本判決集」より「愛媛玉串料訴訟 上告審判決」(令和3年8月19日閲覧) <http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/28-3.html>
- 23 京都産業大学法学部サイト内「憲法学習用基本判決集」より「愛媛玉串料訴訟 第一審判決」(令和3年8月19日閲覧) <http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/28-1.html>
- 24 百地前掲書、p.259
- 25 文部科学省公式サイト内「宗教団体法の廃止」「宗教法人法の制定」(令和3年8月19日閲覧) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317874.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317874.htm)
- 26 村上重良『慰霊と招魂』岩波新書、昭和49年、p.220
- 27 近代日本における神道を「国家神道」と捉えること自体に対しては、既に新田均『「現人神」「国家神道」という幻想—近代日本を歪めた俗説を糺す—』(PHP研究所、平成15年)などが的確に論駁している。
- 28 日本国憲法1条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」
- 29 たとえば改元直前の平成31年4月13-14日に毎日新聞により実施された世論調査では、「現在の象徴天皇制でよい」74%、「天皇制は廃止すべきだ」7%、「天皇を現在よりも、もっと権威と力のあるものにすべきだ」4%という結果が出ている。 <https://mainichi.jp/articles/20190502/k00/00m/010/103000c> (令和3年8月19日閲覧)
- 30 白川哲夫『「戦没者慰霊」と近代日本』勉誠出版、平成27年、p.11-12
- 31 白川前掲書、p.9
- 32 白川前掲書、p.10
- 33 白川前掲書、p.333-334
- 34 粟津賢太『記憶と追悼の宗教社会学』北海道大学出版会、平成29年、p.348
- 35 同前
- 36 粟津前掲書、p.349
- 37 岩田重則『靖国神社論』青土社、令和2年、p.609-614
- 38 岩田前掲書、p.619
- 39 檜山幸夫監修『靖国神社忠魂史 第一巻(上)』p.120~121には「禁門の變に際し、禁闕の守護に任

じ、奮戦々死した」幕臣や桑名・彦根・会津・福井・鹿児島各藩士が列記されており、『靖国神社略年表』（靖国神社社務所、昭和48年）p.85に大正4年4月27日「幕末殉難者六二名の招魂式を行う」との記述がある。

- 40 岩田前掲書、p.620
- 41 昭和27年、「終戦時からの掃海殉職者の偉業を永く後世に伝え、その御霊を祀るため、全国32の市港長が発起人となり、香川県琴平の金刀比羅宮に、吉田首相の揮毫による掃海殉職者顕彰碑が建立され」、朝鮮戦争中に朝鮮半島東岸の永興湾内での掃海作業の際に「戦死」した中谷坂太郎氏や終戦後からの掃海殉職者76名の名が刻まれている（鈴木英隆「朝鮮海域に出撃した日本特別掃海隊—その光と影—」『戦史研究年報』第8号、平成17年3月）
- 42 首相官邸公式サイト内、昭和60年8月14日藤波内閣官房長官談話「内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について」（令和3年8月19日閲覧）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siryo1\\_7.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai2/siryo1_7.html)
- 43 同前
- 44 「内閣総理大臣による靖国神社参拝訴訟に関する一考察—安倍首相靖国参拝訴訟を素材として—」『法政論集』290号、令和3年6月、p.235
- 45 同前、p.240
- 46 藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」『神社本庁教学研究紀要』第12号、平成19年3月、p.7
- 47 小松和彦『神なき時代の民俗学』（せりか書房、平成14年）、p.112